

鱒ヶ沢町災害時要援護者支援対策全体計画

鱒ヶ沢町

平成21年8月策定

目次

第1	はじめに	1
第2	基本方針	1
第3	災害時要援護者の定義	1
第4	災害時要援護者対策に対する基本的な考え方	1
第5	平常時に必要な要援護者支援対策	2
1	地域ぐるみで災害時要援護者を支援する 「災害時要援護者地域支援体制づくり」	2
(1)	災害時要援護者地域支援体制づくり	2
1)	災害時要援護者リストの作成	2
①	要援護者の情報収集方法	2
②	要援護者リストに登載する者・しない者	3
2)	登録台帳等の情報管理	4
(2)	災害に備えた事前対策（安否確認、救出、避難誘導体制）	4
1)	安否確認等の準備	4
2)	救出、避難誘導体制の整備	4
3)	相互連鎖	4
2	適時に正確な情報提供が図られる 「災害時要援護者向け情報伝達体制づくり」	4
(1)	情報伝達網の整備	4
3	災害時要援護者への支援意識の啓発、防災訓練の 実施などによる「災害時要援護者支援意識づくり」	5
(1)	障がいに応じた必需品の備え	5
(2)	地域住民等の意識啓発	5
4	災害時要援護者が居住する施設等での被災を 最小限とするための「災害時要援護者安全生活環境づくり」	5
(1)	避難所等の整備	5
(2)	メンタルケア体制の整備	5
(3)	社会福祉施設の受け入れ態勢の確立	5
(4)	避難所等における食料品等の備蓄	6
(5)	医療機関との連携	6
5	災害支援の中核的な役割を担うボランティアの 育成をするための「災害時要援護者マンパワー体制づくり」	6
(1)	ボランティア組織に対する支援体制の確立	6
6	災害時要援護者が自力で非難ができるなどの 災害時要援護者にやさしい社会環境づくりを推進するための「福祉のまちづくり」	6

第6	災害発生時からの対応	6
	(1) 発生の可能性が高まった段階での対応（風水害等）	7
	(2) 発生直後の対応（初期活動期）	7
	(3) 避難所・救護所での対応	8
	(4) 医療支援スタッフ等の配置	8
	(5) 情報の提供	9
	(6) 相談窓口の設置	9
	(7) ニーズに応じた物資等の提供	9
	(8) 放置すると生命に関わる疾病を有する要援護者への対応	9
	《参考》災害発生時の対応	10
第7	災害発生後の対応	11
	1 避難所における要援護者への支援	11
	2 在宅における被災した要援護者への支援	11
	3 仮設住宅への入居	11
	4 生活物資等の供給	11
	5 仮設住宅入居者に対する地域での支援体制	11
	《参考》災害時要援護者への支援体制	12
第8	行政等の対応	13
	(1) 災害対策本部事務局	13
	(2) 災害対策本部保健福祉部（健康福祉課）	13
	(3) 鯉ヶ沢消防署	13
	(4) 鯉ヶ沢町消防団	13
第9	社会福祉協議会の対応	13
	(1) 災害時要援護者の支援	13
第10	自主防災組織（または町内会）の対応	13
第11	民生委員及び独居高齢者見守り協力員の対応	14
	①民生委員	14
	②独居高齢者見守り協力員	14
第12	近隣協力員の対応	14
	①安否確認の留意事項	14
	②災害時要援護者の救出、避難誘導等応急活動の留意事項	14
	(別表1) 災害時要援護者区分	16
	(様式1) 災害時要援護者登録申請書兼登録台帳	18
	(様式2) 災害時要援護者リスト	19

(様式3) 誓約書	20
(様式4) 災害時要援護者カード	21
(様式5) 災害時被害状況報告書	23
(別紙1) 災害時要援護者関係 (想定救出タイムスケジュール)	24
協力をお願い	25
災害時要援護者に登録された方へ	26
【資料1】防災関係機関等一覧表	27
【資料2】避難所一覧表	29

第1 はじめに

この支援対策マニュアルは、鯨ヶ沢町地域防災計画を踏まえ、風水害や地震等の災害に際し、身体に障害を持つ者や高齢者などの要援護者に対する安全確保のための具体的な支援対策を講じ、災害発生時に適切な行動をとるための指針となるものです。

要援護者の命を守るためには、本人や家族、また周りの地域住民が、災害時にはどのようなことが必要であるかを明確にするとともに、危機管理意識の啓発及び向上を図ることが大切です。それは、災害に対する知識や心構えを身につけることや日ごろの備えをすることが、いざというときの適切な行動に結びつくことになるからです。

また災害時には、要援護者自身がどのように努めたらよいか（自助）、地域で助け合う体制づくり（共助）や要援護者が必要としている手助けをどう行えばよいか（公助）などが重要な課題となります。

このようなことから、特に災害発生時に自力で避難することが困難な方々を対象とした支援対策マニュアルとして、「鯨ヶ沢町災害時要援護者支援マニュアル」を策定しました。今後、本マニュアルの活用を図り、地域の理解と協力により防災力の充実強化を図ってまいります。

第2 基本方針

大地震など広域的な災害が発生した場合、公的支援活動には限界があることから、要援護者に対する支援活動が地域の協力により実施できるよう、防災関係機関はもとより町内会や消防団、福祉関係者と連携を図る。さらに、福祉的支援とともに自力避難が困難な方々の安否確認など、地域が主体となった支援を目指す。

第3 災害時要援護者の定義

鯨ヶ沢町における「災害時要援護者（以下「要援護者」という。）」とは、災害時に自力で避難することに支障を生ずるおそれのある、又は、不安を感じる高齢者及び障害者とし、概ねの基準として別表1（16～17ページ）のとおり区分する。

第4 災害時要援護者対策に対する基本的な考え方

要援護者を災害から守るためには、その障害の内容、程度、能力の状況に応じた支援策が、適時かつ的確に講じられることが必要であることから、平常時における要援護者支援対策を推進することを基本とする。

第5 平常時に必要な要援護者支援対策

災害による被害を未然に防止したり被害を最小限に食い止めるためには、日ごろからの対策が不可欠であるため、町は平常時から要援護者の負担軽減を図るための対策を講じるよう努める。

1 地域ぐるみで要援護者を支援する「災害時要援護者地域支援体制づくり」

(1) 災害時要援護者地域支援体制づくり

民生委員、自主防災組織（または町内会）を中心とした要援護者に対する地域ぐるみの支援、協働体制づくりを整備するため、平常時に要援護者を支援するために必要な情報を登載した要援護者登録台帳及び要援護者リスト（以下「登録台帳等」という。）を整備する。

登録台帳等を整備する際、災害が発生した場合に要援護者の居宅に駆けつけ避難行動等を支援する「近隣協力員」を設け、要援護者の迅速な支援体制づくりを確立する。

1) 要援護者リストの作成

災害が発生したとき、要援護者の避難行動をはじめ安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うため、鯉ヶ沢町災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（様式1）に基づき必要な情報を登載した鯉ヶ沢町災害時要援護者リスト（様式2。以下「要援護者リスト」という。）を整備する。

①要援護者の情報収集方法

下記ア、又は、イの方法により、基本的に本人の同意を得て情報収集する。

○ 情報の内容【住所、氏名、生年月日、電話番号、本人の状況など】

・平常時…情報共有

【民生委員、自主防災組織（または町内会）、社会福祉協議会など】

・災害時…情報開示並びに情報提供

【鯉ヶ沢町災害対策本部、鯉ヶ沢消防署、鯉ヶ沢町消防団、鯉ヶ沢警察署など】

※ 近隣協力員の選定については、安全確認や避難誘導、関係者等へ連絡することなどについて、要援護者がそれらに同意する必要がある。

ア 本人からの自己申告による情報収集

町広報等での周知、老人クラブ等の団体組織を通じた呼びかけ、社会福祉施設等の職員や民生委員等の協力を得ての呼びかけを通して、要援護者本人からの自己申告をもとに、本人の同意を得た上で登録申請する。

イ 本人の自己申告によらない情報収集

鯉ヶ沢町健康福祉課の窓口での説明や、民生委員、自主防災組織（または町内会）の協力を得て、要援護者本人や家族に直接説明を加え、本人等の同意を得た上で、その家族などが登録申請する。

この際、説明する対象者は、65歳以上の在宅高齢者のうち独居の者、高齢者のみの世帯の者及び要介護3以上の者並びに在宅障害者のうち身体障害者手帳1・2級所持者、知的障害者で療養手帳A・B判定の者及び精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者とする。

②要援護者リストに登載する者・しない者

ア 原則的に登録申請のあった者は登載するが、同居する世帯員等により情報伝達や避難誘導及び安否確認ができるなど、すべての支援の必要がない者は登載しない。

イ 要援護者の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号について情報提供の同意があれば登載する。要援護者区分、近隣協力員、緊急連絡員などの他の記載がなくても登載する。

この際、要援護者区分に記載がないときは、障害の程度に応じた避難誘導等の対応ができない恐れがあること、近隣協力員の記載がないときは安否確認等が遅れる恐れがあることなどの説明を要援護者に十分行う。

ウ 情報提供に際し、1箇所でも同意できないものがあるときは、登載しない。

2) 登録台帳等の情報管理

登録台帳等は、町健康福祉課がそれぞれ原本を管理し、整備・内容の変更・更新を行い、常に現況の把握に努める。

なお、自主防災組織等の災害時地域支援機関等に情報提供するときは、必要に応じて誓約書（様式3）の提出を求める。また、個人情報については、その取扱いには慎重を期する。

(2) 災害に備えた事前対策（安否確認、救出、避難誘導體制）

町は、作成した台帳等を活用して安否確認、救出、避難誘導を迅速に行えるよう日ごろから体制の整備に努める。

災害時に、迅速な救出活動を行うためには、近隣住民による救出活動が不可欠であり、そのためにも要援護者は、日ごろから近隣住民をはじめ災害時地域支援機関等との連携を密にしておく。

1) 安否確認等の準備

登録台帳等へ登載している登録者の安否確認は、災害時には災害時地域支援機関等や近隣協力員が協力して避難所で行うこととなるが、自らの力だけでは迅速な避難ができない人や自宅にとどまる人がいることが予想されるため、災害に備えあらかじめ個別に訪問等をするなど、その把握に努める。

2) 救出、避難誘導體制の整備

災害発生時は、災害時地域支援機関等や近隣協力者が協力して登録者の救出活動にあたるとともに、避難所までの避難誘導を行うこととする。

町は、登録者の身体状態等に配慮した支援を円滑に行うことができるよう、事前に登録者及びその家族に対し救出及び避難時の注意事項等を記入できる災害時要援護者カード（様式4）を配付する。登録者は、事前に災害時要援護者カードに自己の状態を記載し、呈示できるよう準備を行う。

3) 相互連携

要援護者は、家族とともに日ごろから地域とのかかわりを持つことが必要であり、同時に災害時地域支援機関等は、近隣協力者と協力して要援護者の安否確認、救出、避難誘導體制の整備に努め、相互連携の強化を図る。

2 適時に正確な情報提供が得られる「災害時要援護者向け情報伝達体制づくり」

(1) 情報伝達網の整備

町災害対策本部は、従来の避難勧告と避難指示の持つ意味合いを明確にするとともに、避難勧告の前段階として避難に時間を要する要援護者に対して、防災行政無線等により避難開始を求める「避難準備情報」を発表する。

また、災害時に迅速かつ的確な指示ができるよう、その他複数の情報伝達手段の確保に努め、安否情報等の確保を円滑に行えるよう伝達網の整備を進める。

3 要援護者への支援意識の啓発、防災訓練の実施などによる「災害時要援護者支援の意識づくり」

(1) 障害に応じた必需品の備え

災害発生直後は、平常ルートによる必需品の供給や外部からの支援が困難となることから、要援護者には、必要とする医薬品や装具、食物アレルギー対応食品等の物品を最低3日分の準備をしておくことを平常時から周知する。また、事前に要援護者カードに医療の部分を忘れずに記入してもらう。

(2) 地域住民等の意識啓発

町は、地域住民の防災に対する意識啓発を図るとともに、災害時地域支援機関等の支援体制の強化を図る。また、要援護者支援防災会議の開催や要援護者参加型防災訓練を実施する。

4 要援護者が居住する施設等での被災を最小限とするための「要援護者安全生活環境づくり」

(1) 避難所等の整備

要援護者にとって被災時は体が普段よりも動かないことが予想されるので、避難所等においては、出入り口の段差解消、仮設の洋式トイレの設置等が必要となる。なお、避難所等については、バリアフリー化に日ごろから取り組んでいく。また、プライバシーの保護に配慮し、要援護者にとって心身の状態が把握しやすくなる仕切られた空間や畳等を敷いた場所を確保する。避難所等への手話又は障害者を補助する災害ボランティアなどの配置や、メンタルケア専門員の配置、または現地へ派遣できるような体制の整備に努める。

(2) メンタルケア体制の整備

被災後は、生活環境等が著しく変化するため、メンタルケア体制を早急に整備する。特に、阪神・淡路大震災等における避難所や仮設住宅で見られるように、要援護者は、急激な環境変化に対応することが困難なため、町ではメンタル面を含んだ医療、相談、ケア等を行う専門の巡回支援チームや災害ボランティアによる支援体制の整備を図る。

(3) 社会福祉施設の受け入れ態勢の確立

町は、避難所等での集団生活が困難な要援護者に対して、ケア等が整った社会福祉施設等を活用するため、受け入れの協定や近隣市町との相互応援態勢の整備を図る。

(4) 避難所等における食料品等の備蓄

混乱の中で食料品等の供給体制が整うまでには、ある程度の時間を要するため、各自で最低3日分の食料品、飲料水を確保することに努めるよう周知する。町は、災害時における避難所等の配分を事前に決めるなど、要援護者に配慮した備蓄に努める。

(5) 医療機関との連携

町は、放置すると生命に関わる疾病を有する要援護者に対して、医療機関の受け入れ体制や必要な医薬品の確保を図るため、協定書等の締結等を進める。

5 災害支援の中核的な役割を担う災害ボランティアの育成をするための「災害時要援護者支援マンパワー体制づくり」

(1) 災害ボランティア組織に対する支援体制の確立

町は、災害ボランティア等の組織化に対する支援を行うために、社会福祉協議会と連携して防災や医療ボランティアの登録、災害時における災害ボランティア活動体制の充実、連絡会議の開催など、支援体制の確立に努める。

6 要援護者が自力で避難ができるなどの要援護者にやさしい社会環境づくりを推進するための「福祉のまちづくり」

(1) 福祉の町づくりのための環境づくり

町は、要援護者が自力で避難ができる環境づくりの推進に努める。

第6 災害発生時からの対応

災害発生の可能性が高まった段階から直後は、要援護者は移動に支障を生じ自宅に取り残されたり、慌てて動くことにより怪我をしてより移動が困難になる場合が考えられることから、平常時から地域との連携を密にしておくことが重要である。

阪神・淡路大震災等から判断できることは、災害発生から遅くとも72時間後には、被災地以外からの応援体制が確立することが判っており、また町も発生後数時間で応援体制を立ち上げることができると考えられるが、発生直後は、災害時地域支援機関等や地域協力員の活動が最も重要となる。

災害発生直後の対応について、ひとつの目安とし、時間ごとの対応を想定した「想定救出のタイムスケジュール（別紙1）【P24】」を策定した。

- ア 地震災害・・・震度5弱以上の地震が発生した場合
- イ 風水害等・・・避難準備情報、避難勧告または指示が出されたとき
- ウ その他・・・災害時要援護者の安否の確認が必要と思われる災害が発生した場合

(1) 発生の可能性が高まった段階での対応（風水害等）

① 要援護者への「避難準備情報」の発表

町災害対策本部は、注意報・警報等により風水害等の災害発生が予測される場合には、避難勧告と避難指示に先立ち防災行政無線等のほか災害時地域支援機関等や地域協力員を通じて「避難準備情報」を発表する。

② 第1次避難所の開設

町災害対策本部は、必要に応じ第1次避難所を指定し開設を行う。

③ 避難誘導

「避難準備情報」が発表された場合、災害時地域支援機関等や地域協力員は協力してあらかじめ把握している登録台帳等の情報に基づき近くの第1次避難所に避難誘導を行う。

町災害対策本部は、庁内の情報台帳等を災害時地域支援機関等に開示するとともに避難誘導ならびに避難の確認を行う。

(2) 発生直後の対応（初期活動期）

① 安否確認

ア 在宅災害時要援護者の安否情報の把握

- ・ 災害時地域支援機関等は、地域協力者と協力して、あらかじめ把握している登録台帳等や災害時地域支援機関等の情報から要援護者の安否確認を開始する。

また、町災害対策本部は、災害発生に伴い庁内の情報台帳等をもとに要援護者の安否を確認する。

- ・ 災害時地域支援機関等は、安否確認ができない要援護者がいる場合は、速やかに要援護者宅に安否確認に向かうとともに、地域の状況、特に救出や救援を必要とする要援護者の状況の把握に努める。
- ・ 災害時地域支援機関等は、要援護者の安否確認ができない場合は、速やかにその状況を町災害対策本部保健福祉部へ報告する。
- ・ 町災害対策本部保健福祉部は、災害時地域支援機関等に安否不明の要援護者の所在を確認し、要援護者の安否情報を集約する。

イ 社会福祉施設等に入所している要援護者の安否情報

- ・ 町災害対策本部保健福祉部は、町内の社会福祉施設等の入所者の安否情報を集約するとともに、安全確保を図り被害状況や負傷者等の情報を集約する。

② 救出

災害発生直後の救出は、地域の防災組織いわゆる「地域支援者の力」が重要な役割を果たすことから、そのための体制づくりを進める。要援護者の救出については、登録台帳等の活用と地域からの情報をもとに、現状をできる限り正確に把握する。

なお、災害時に避難する必要があるのに自宅から動けない要援護者も予想されるので、災害時地域支援者等や地域協力員は連絡を密にし、救出にあたる。

また、町災害対策本部保健福祉部は、避難をする必要がない要援護者についても、災害時地域支援機関等や地域協力員を通じて情報を収集し、その際必要な物資やケア方法についても情報を収集するよう努める。

- ## ③ 要援護者は、避難するときには町から事前に配付された「氏名」「住所」「支援理由」「服用薬」などが記載されている災害時要援護者カード（様式4【P21】）を忘れることのないよう携帯する。

④ 避難誘導

要援護者の避難誘導は、災害時地域支援者等や地域協力員により指定された近くの第1次避難所に一時的に誘導する。その後必要がある場合は、指定された第2次避難所（福祉避難所）又は医師や看護師が待機する救護所に誘導する。

（3）避難所・救護所での対応

第一次・第二次避難所や救護所（以下「避難所等」という。）では「大勢」の中に埋もれてしまうことがないように工夫をする。

特に、第2次避難所や救護所・病院への移送が必要な場合は、そのことが周りの人々にわかるよう手立てを講じる。

（4）医療支援スタッフ等の配置

要援護者の健康管理や医療相談にあたるため、医師、保健師、看護師等の医療関係者を配置する。

(5) 情報の提供

災害直後は必要な情報が不足するため、より不安を与え混乱を招く可能性があるため、情報が的確にもれなく伝達されるよう複数の情報手段を確保する。

① 避難所における情報の提供

避難所にはテレビまたはラジオを設置する。また情報を避難所に伝える手段として、防災行政無線個別受信機を設置し、伝達手段や方法を確保する。

② 情報の提供方法

聴覚障害者のための、紙による情報提供、視覚障害者のための声による情報提供を行う。

(6) 相談窓口の設置

要援護者のニーズを把握するために、相談窓口を設置するとともに、医師、看護師、保健師等による巡回指導なども実施する。

(7) ニーズに応じた物資等の提供

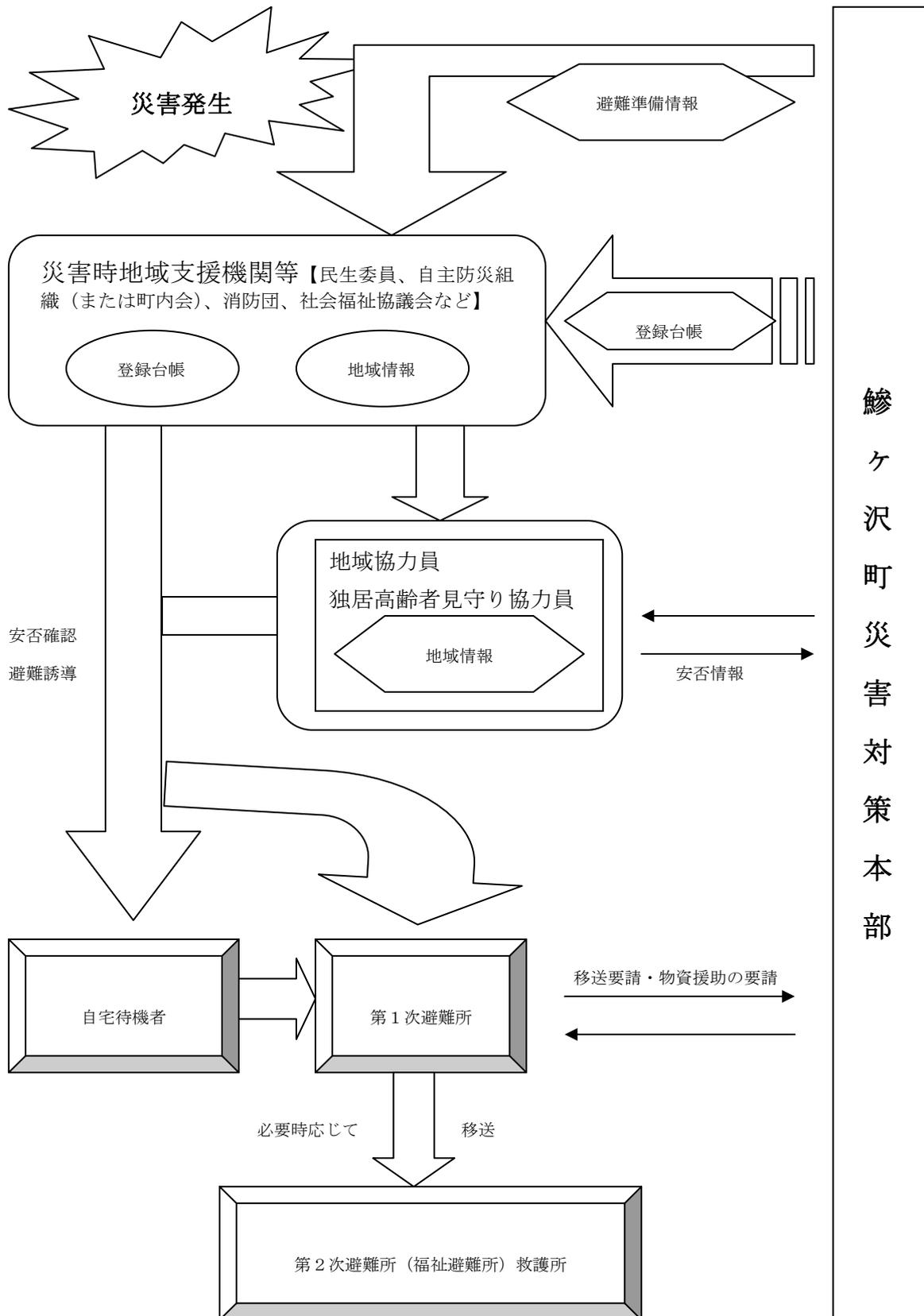
食料は温かく柔らかいものを供給するよう努め、避難所には釜などが迅速に配備されるよう日ごろから準備をしておく。

また、車椅子などの介護用品、ベッドにもなるマット、オムツ等を迅速に供給できる体制を整える。

(8) 放置すると生命に関わる疾病を有する災害時要援護者への対応

人工透析を必要とする慢性腎障害者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置等を必要とする低肺機能者など、放置すると生命に関わる疾病を有する要援護者について、情報台帳に基づき受け入れ態勢や必要な医薬品、酸素供給装置等の確保を行う。

災害発生時の対応



第7 災害発生後の対応

1 避難所における要援護者への支援

避難所での生活が長期化することが予想される場合は、次により支援する。

- (1) 早期に、医療（医師・保健師・看護師等）、相談（町職員、専門相談員・社会福祉協議会等）、ケア等を行う専門の巡回支援チーム等を組織して、避難所を巡回し安定した避難所生活が送れるよう、各種の相談等に応じるなどの配慮を行う。
- (2) 自分の力だけでは生活が困難な要援護者に対しては、介護等の必要性に応じて生活行動を支援するスタッフを配置するほか、避難所生活が困難な要援護者については、必要に応じて社会福祉施設への一時入所等を行う。

2 在宅における被災した要援護者への支援

被災した要援護者の在宅生活を支えるために、継続的な在宅保健福祉サービスなどを提供する。尚、在宅生活が困難な場合は、必要に応じて社会福祉施設への一時入所等を行う。

3 仮設住宅への入居

避難所生活の長期化に伴い、仮設住宅を設置する場合は、避難所生活における要援護者の負担を軽減するため、次により支援する。

- (1) 要援護者については、なるべく早期に日常的な生活が送れるよう仮設住宅の入居手続きを優先して行う。
- (2) 仮設住宅は、冷暖房器具、洋式トイレ、入口の段差解消等、要援護者に配慮した設備とする。

4 生活物資等の供給

日常的に使われる物資等が要援護者の特性によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談などにより要援護者のニーズを把握して要援護者の特性に配慮した物資等の供給に努める。

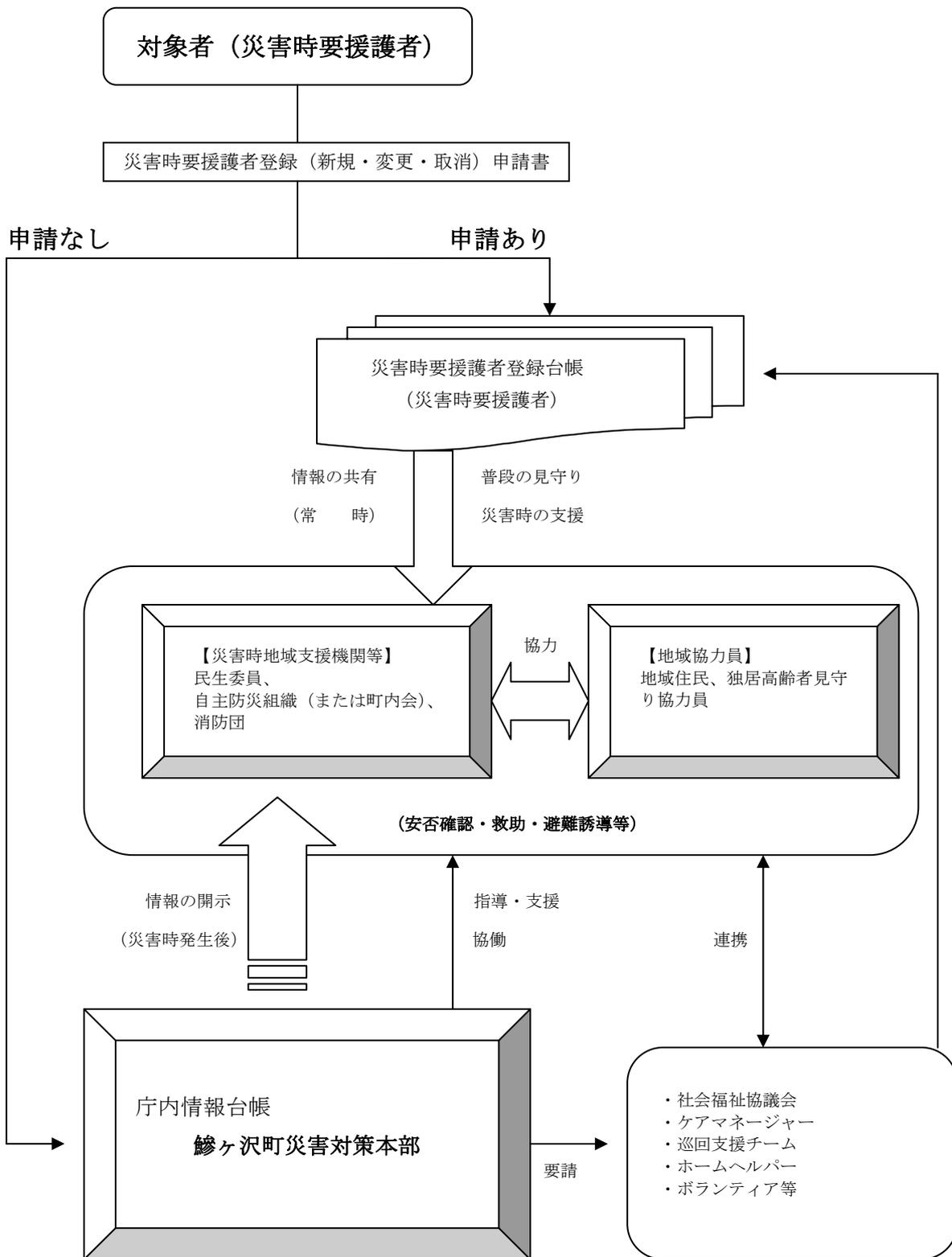
また、仮設住宅に入居した場合、日常生活を送るための食料品や生活物資等の供給が必要となるが、流通が正常化するにはかなりの時間を要すると考えられることから、要援護者への支援を優先して行う。

5 仮設住宅入居者に対する地域での支援体制

仮設住宅での生活は、不慣れな地域で生活を送ることになることから、地域における支援体制の継続に努める。

- (1) 町は要援護者の巡回支援サービスを行う体制を整備するとともに、保健福祉サービス等の提供を行い、生活状況の把握に努める。
- (2) 町は、災害時地域支援機関等や地域協力員と連携を図り、生活支援を継続的に行う。

災害時要援護者への支援体制



第8 行政等の対応

(1) 災害対策本部事務局

本部事務局は、鯉ヶ沢町地域防災計画に基づき、災害対策全般の事務を処理する。本部事務局は、災害により被害が発生し、または発生するおそれのある場合において、要援護者を優先した災害情報伝達や避難誘導指示などの対応をとる。

(2) 災害対策本部保健福祉部（健康福祉課）

災害発生時は、民生委員や独居高齢者見守り協力員及び近隣協力員等と連絡を取り、要援護者リスト掲載の要援護者の安否確認、被害確認を迅速に行う。

また、状況に応じて要援護者支援担当を置き、災害対策本部や鯉ヶ沢消防署等との連携のもとに、要援護者の避難支援業務を実施する。

災害発生時は、民生委員の被災状況を確認するとともに、民生委員が被災している場合や連絡が取れない場合には、他の民生委員に安否確認を依頼するなど、安否確認の取れていない要援護者の確認把握に努める。

(3) 鯉ヶ沢消防署

鯉ヶ沢消防署は、災害対策本部、鯉ヶ沢町消防団、自主防災組織（または町内会）と連携・協力し、要援護者の支援に努める。

(4) 鯉ヶ沢町消防団

鯉ヶ沢町消防団は、地域における消防・防災の中核的存在として、鯉ヶ沢消防署や自主防災組織（または町内会）と連携し、要援護者の支援や避難誘導に努める。

第9 社会福祉協議会の対応

(1) 災害時要援護者の支援

状況に応じて町災害対策本部保健福祉部や鯉ヶ沢消防署等との連携のもとに、要援護者の支援に努める。

また、町災害対策本部と連携し、避難所等へ避難している要援護者についても、災害ボランティア等を活用して状況の把握に努める。

第10 自主防災組織（または町内会）の対応

自主防災組織（または町内会）は「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という住民の隣保協同の精神に基づき、地域で自主的に防災活動を行う組

織として、日頃から要援護者や地域住民とのコミュニケーションを密にするとともに要援護者の実態把握に努める。

災害発生時には、地域の民生委員、独居高齢者見守り協力員、近隣協力員の協力を得ながら要援護者の支援や避難誘導に努める。

第11 民生委員及び独居高齢者見守り協力員の対応

① 民生委員

民生委員は、社会福祉協議会、自主防災組織（または町内会）等と連携を図るとともに、独居高齢者見守り協力員、近隣協力員等の協力を得て、担当地域内の要援護者リスト登載者の安否確認を迅速に行う。

また状況に応じて災害対策本部や鯉ヶ沢消防署などの防災関係機関への連絡や現場出動要請等を行う。

被害が生じた場合は、できるだけ迅速に近隣協力員または独居高齢者見守り協力員の協力を得て、災害時被害状況報告書（様式5【P23】）を作成し、災害対策本部保健福祉部に提出する。

② 独居高齢者見守り協力員

民生委員から連絡があった場合は、速やかに近隣協力員等と連携を図り、要援護者リスト登載者の安否確認を行う。

また被害が生じた場合は、民生委員ができるだけ迅速に災害時被害状況報告書を作成できるよう協力する。

第12 近隣協力員の対応

近隣協力員は、災害発生時には要援護者宅に駆けつけ、安否確認、避難場所への誘導等を行う。誘導が困難な場合は、災害対策本部、鯉ヶ沢消防署、自主防災組織（または町内会）、民生委員、独居高齢者見守り協力員等の関係者に連絡をとる。

① 安否確認の留意事項

災害発生時の安否確認を速やかに行うことは、取り残された要援護者等の救出に重要であり、近隣協力員が率先して行うことが必要である。

ア 安否確認は、現地で救出、避難誘導を行うことで、一時的に確認できると考えられるが、さらに避難所において安否の確認を行うとともに、その他の情報を収集するなどして複数の確認行為が必要である。

イ あらかじめ定められた情報伝達を多元化しておくことが必要である。

② 要援護者の救出、避難誘導等応急活動の留意事項

災害発生時の在宅の高齢者、障害者等については、平常時より在宅介護

等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失ったり自宅に取り残されたりあるいは生活に支障を生ずるなどの事態が発生するため、次の対応策が必要である。

ア 事前対策として、鯉ヶ沢町消防団、自主防災組織（または町内会）、民生委員、災害ボランティア組織等の連携体制により、在宅高齢者、障害者等の救出、避難誘導等の訓練を行う。

イ 避難誘導先は、各地区に避難所や一時避難所が定められているので必ず把握しておく。

ウ 要援護者リストに登録された要援護者については、速やかに救出、避難誘導等と安否等の情報収集に努める。

エ 救出にあたっては、災害対策本部、鯉ヶ沢消防署または鯉ヶ沢警察署等の指示のもとに行うことが望ましいが、迅速に行うためには自主防災組織（または町内会）、鯉ヶ沢町消防団等を中心とした地域住民の協力のもとに行う。

別表1 災害時要援護者区分

区分		災害時の対応能力	災害時に配慮を要する事項
65歳以上の高齢者	①独居高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のため災害の覚知が遅れる可能性がある。 ・体力が衰え機敏な行動がとりにくいが、自力行動できる。 ・近所付き合いが少なくなるなど地域とのつながりが希薄になっている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、救助、避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・他人に迷惑をかけたくない気持ちが強く、我慢してしまうことがあるので、本人の状態をこまめに確認することが必要。
	②高齢者のみ世帯の者		
	③要介護3以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者がいない場合には、覚知が遅れる可能性がある。 ・自力での行動ができない。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチャー等の移動用具やおぶい紐でおぶったり、担架で移動させる。また、支援者の確保が必要。その支援者の行動は制約される。 ・医療機関との連絡体制が必要。日頃から服用している薬等があれば、携帯するようにする。
	④その他高齢者	(上記以外で、災害時に自力で避難することに支障を生じるおそれのある、または不安を感じる者)	
障害者	⑤視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害により、災害の覚知が遅れる可能性がある。 ・視覚障害による状況の把握が困難 ・災害時には、障害物等によりよく知っている場所でも、いつものように行動できなくなる。 ・日常生活圏を離れた場所では、介助が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要 ・避難誘導などの支援者の確保が必要 ・誘導するときは、白杖を持たないほうの手で肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり後ろから押ししたりしないようにする。 ・誘導するときに、路上に障害物がある場合は、たとえば段であれば段の手前で立ち止まって、上がるのか下がるのか伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。 別れる際には、その場から先の状況について説明する。 ・盲導犬を伴っている方には、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしない。 ・避難所では、施設の中を誘導して、どこに何があるか確認させることが必要 ・避難所では、文字で書かれた連絡等の情報が多いので、何が書いてあるのか口頭で知らせる。
	⑥聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害により、災害の覚知が遅れる。 ・聴覚障害による状況の把握が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・身振り、手話、筆談などの視覚による情報伝達及び状況説明が必要 ・避難誘導などの支援者の確保が必要 ・手話や筆談で伝えることが多いが、手話を使わない場合又は文章の伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いて伝える。

障 害 者	⑦肢体不自由者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子・ストレッチャー等の移動用具と支援者の確保が必要 車椅子が使用できない場合には、おぶい紐でおぶったり、担架で移動させる。 ・車椅子を使用する場合、段差を越えるときは、足元にあるステッパーを踏み、前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて静かに段差に乗せてから押し進める。上がるときは車椅子を前向きに、下りるときは後ろ向きにするのが安全であり、いずれもブレーキをかける。穏やかな坂は、車椅子を前向きにして下るが、急な坂は後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。階段を避難するときは、2人から3人で車椅子を持ち上げてゆっくり移動する。 ・避難所では、車椅子が通るために最 80 c m の幅が、回転するために直径は 150 c m が必要 	
	⑧音声・言語・そ しゃく機能障害 者	・救出、救助など命にかかわる要請を伝えることが困難である。		
	⑨内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・定期的に人工透析の必要な人や人工肛門を使っている人、ペースメーカーを埋めている人など、外見からは判断できないが、災害時に医療行為が受けられなくなると生命にかかわる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子等の移動用具と支援者の確保が必要 ・医療機関との連絡体制と常時使用する医療機関、薬等を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く医療機関へ誘導、搬送する。 ・誘導、搬送方法を事前に決めておく。 ・身体状況によっては、水、たんぱく質、塩分、油分などの制限をしなければならぬ人もいるので、食事を提供するときには本人に確認する。 	
	⑩その他障害者	(知的障害者)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で危険を判断し行動することが困難 ・急激な環境の変化により、精神的な動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて、一人にさせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ・話しかけるなど、精神的に不安定にならないような対応が必要 災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、発作がある場合は、主治医若しくは最寄の医療機関などに相談する。日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
		(精神障害者)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、環境の変化に対応できず、精神的動揺が激しくなる。 ・近隣との関係が希薄な場合、情報不足となりがちである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせることが必要 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させて、一人にさせず、誰かが付き添うように移動する。 ・症状に応じた周囲の思いやりと協力が必要であるとともに、医療機関や支援者等との連絡体制が必要 ・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、強い不安や病状悪化が見られる場合は、主治医若しくは最寄の医療機関又は保健所へ相談する。 ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
	(その他障害者)	上記以外で、災害時に自力で避難することに支障を生ずるおそれのある、または不安を感じる者		

(様式1)

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

鯨ヶ沢町長様

私は、災害時に援護が必要となるため、鯨ヶ沢町災害時要援護者の登録を申請します。

つきましては、下記事項が近隣協力員・担当民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織（または町内会）等災害時地域支援機関又は災害対策本部・鯨ヶ沢消防署・鯨ヶ沢町消防団等防災関係機関並びに鯨ヶ沢警察署へ情報提供されることに同意します。

【※太枠は必ず記入してください。その他は記入できる範囲で結構です。】

ふりがな				性別	男・女	作成日	年 月 日
氏名			印				
生年月日	S・H	年	月	日	生	世帯主	
住所	鯨ヶ沢町大字					電話	
						FAX	
家族構成 (本人含む)	人	地区名				自主防災組織の有無	有・無
手続代行者（本人以外が代行した場合）						印	続柄
担当民生委員名					電話：		
(独居高齢者見守り協力員)					電話：		
緊急連絡先	氏名		住所及び電話番号				続柄
			住所：				携帯
			電話：				
			住所：				携帯
		電話：					
本人の状況（あてはまる項目を○で囲んでください。）							
A【在宅高齢者（65歳以上）】							
①独居 ②高齢者のみ世帯 ③要介護3以上 ④その他高齢者							
B【在宅障害者】							
⑤視覚障害 ⑥聴覚障害 ⑦肢体不自由 ⑧音声・言語・そしゃく機能障害							
⑨内部障害 ⑩その他障害者							
現在受けている保健、医療、福祉サービス機関又は主治医							
特記事項（伝えておきたいことなど）ケアマネージャー等の氏名・電話など							

あなたが希望する近隣協力員を記載してください。（災害が発生した場合に居宅に駆けつけ安否確認等をしてもらうことの同意を得た後、近隣協力員本人に記載してもらう。）

近隣協力員	ふりがな 氏名：	近隣協力員	ふりがな 氏名：
	住所：鯨ヶ沢町		住所：鯨ヶ沢町
	電話：		電話：

(問い合わせ先) 鯨ヶ沢町役場健康福祉課 電話 72-2111

(様式2)

災害時要援護者リスト

地区		民生委員氏名・電話				区分																
No.	要援護者					近隣協力員				緊急連絡先				独居高齢者見守り協力員		要援護者区分	申込年月日	備考				
	氏名	生年月日	性別	住所	電話番号	氏名	住所	電話番号	氏名	続柄	住所	電話番号	氏名	電話番号								
1						①				①												
						②				②												
2						①				①												
						②				②												
3						①				①												
						②				②												
4						①				①												
						②				②												
5						①				①												
						②				②												
6						①				①												
						②				②												
7						①				①												
						②				②												
8						①				①												
						②				②												
9						①				①												
						②				②												
10						①				①												
						②				②												
11						①				①												
						②				②												
12						①				①												
						②				②												
13						①				①												
						②				②												
14						①				①												
						②				②												
15						①				①												
						②				②												

【要援護者区分：A高齢者（①独居②高齢者のみ世帯③要介護3以上④その他高齢者）/B障害者（⑤視覚障害⑥聴覚障害⑦肢体不自由⑧音声・言語・そしゃく機能障害⑨内部障害⑩その他障害者）】

(様式3)

年 月 日

誓 約 書

鱒ヶ沢町長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代
表者氏名)

印

電話番号

鱒ヶ沢町災害時要援護者のリストについては、災害時の救援活動等に役立てるため、リストの記載事項を鱒ヶ沢町個人情報保護条例（平成16年条例第9号）に基づき、適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、その利用を災害時の要援護者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

(様式4)

災害時要援護者カード (表)				
ふりがな 氏 名		男 ・ 女	生年月日	明・大・昭・平
				年 月 日
住所	鱒ヶ沢町大字			
電話・FAX				
区分 (○印をつける)	1 高齢者 (①一人暮らし②高齢者のみの世帯③介護保険要介護3以上)			
	2 身体障害者 3 知的障害者			
	4 精神障害者 5 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者			
	6 外国人 7 乳幼児 (0～3歳) 8 妊産婦			
	9 その他、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する者			
必要とする援助				
血液型	A ・ B ・ AB ・ O ・ RH + -			
緊急時の連絡先 ①	ふりがな 氏 名		続柄	
	住 所			
	電話・FAX			
緊急時の連絡先 ②	ふりがな 氏 名		続柄	
	住 所			
	電話・FAX			
緊急時の連絡先 ③	ふりがな 氏 名		続柄	
	住 所			
	電話・FAX			

※ 災害発生時に、支援を受けるために必要と思われる項目について、記入してください。
すべての項目に記入する必要はありません。

災害時要援護者カード（裏）

かかりつけの 医療機関	名 称	
	所在地	
	電話・FAX	
	担当医	
治療中の疾患や治 療内容など		
服用薬・用量・服 用上の注意		
補装具・医療的ケ アに必要な器具	器具名	
	メーカー名	
	取扱連絡先	
	備考	
アレルギーの有 無	有 ・ 無	(有の場合その内容)
第1次避難所	(記入してください)	
第2次避難所	(記入してください)	
所属団体や日頃の 通所場所	名 称	
	所在地	
	電話・FAX	

(別紙 1)

災害時要援護者関係「想定救出タイムスケジュール」

項目	全体に関すること 【災害対策本部】	地域および第1次避難所	第2次避難所
災害発生の可能性 が高まった段階	要援護者へ 「避難準備段階」の発令 ↓ ①第2次避難所の開設 ②避難誘導	要援護者へ 「避難準備段階」の発令 ↓ ①第1次避難所の開設 ②避難誘導	
初期活動期の対応 (発生から発生後 6時間程度)	①安否確認 ②救出 ③避難誘導 ④情報の提供	①安否確認 ②救出 ③避難誘導	
初期活動期の対応 (6時から72 時間程度)	①避難所・救護所の開設 ②医療スタッフ等の配置 ③情報の提供 ④相談窓口の設置 ⑤物資等の提供 ⑥放置すると生命に関わる 疾病を有する要援護者への 対応	①避難所・救護所の開設 ②情報の提供 ③物資等の提供	①避難所・救護所の開設 ②医療スタッフ等の配置 ③情報の提供 ④相談窓口の設置 ⑤物資等の提供 ⑥放置すると生命に関わる 疾病を有する要援護者への 対応
72時間後～	①避難所における要援護者 への支援 ②在宅における被災した要 援護者への支援 ③仮設住宅への入居 ④生活物資等の供給 ⑤仮設住宅入居者に対する 地域での支援体制 ⑥物資等の提供	①避難所における要援護者 への支援 ②在宅における被災した要 援護者への支援 ③仮設住宅への入居 ④仮設住宅への入居 ⑤仮設住宅入居者に対する 地域での支援体制	①避難所における要援護者 への支援 ②仮設住宅への入居 ③仮設住宅への入居

協力をお願い

近隣住民の皆様が地域支援者です。

1 災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方々です。具体的には、在宅の「心身が不自由な高齢者や障害者」の方や家族の支援が受けられない「ひとりぐらしの高齢者」の方などです。

町では、災害時要援護者の登録制度を活用し、その登録者に対して、ふだんからの見守り、安否確認、救助、災害時の避難誘導等の支援を行うために、地域で助け合う体制づくりを進めていきたいと考えています。

これは、災害発生直後、消防や行政機関が対応できるまでの間の事態を想定しています。

2 近隣協力員とは

近隣協力員とは、災害時要援護者に対するふだんからの見守りや、災害が発生した時に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心がけていただく地域住民です。

いざという時にすぐに支援ができるように、要援護者の隣近所の方々にお願いしたいと考えておりますが、責任を伴うものではございません。ふだんからのより良い近所付き合いを心がけていただき、その中で支援していただくようお願いします。

【災害時要援護者とは】

鯉ヶ沢町では概ねの基準として次のように定めています。

- | | |
|-------|--|
| 1 高齢者 | 一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯
要介護3以上
その他自力で避難することに支障を生じるおそれのある、
または不安を感じる者 |
| 2 障害者 | 視覚障害者
聴覚障害者
肢体不自由者
音声・言語・そしゃく機能障害者
内部障害者
その他障害者（知的障害者・精神障害者・自力で避難する
ことに支障を生じるおそれのある、または不安を感じる者 |

【お問い合わせ先】

鯉ヶ沢町役場総務課防災班 電話：72-21111（代）
電話：72-3654（直）
鯉ヶ沢町役場健康福祉課 電話：72-21111（代）

災害時要援護者に登録された方へ

この制度は、登録をされた方の台帳を作成して、平常時より町（総務課・健康福祉課）と関係支援団体（町内会・消防団・民生委員・独居高齢者見守り協力員等）の皆さんと情報を共有する中で、ご本人の周りにお住まいの皆様に見守っていただく体制を整え、災害の発生が予想される時には危険が迫っていることの連絡や、一緒に避難してもらうなどの支援をいただくことを目的とします。

しかし、登録をしたからといって、必ずしも支援していただけると決め込んで待っているだけではいけません。できる限り自分から近所の方々といつも良い関係を作るよう努力していただくことが必要です。

日ごろから心がけていただきたいこと

- 1 近隣協力者となる隣近所との仲の良い人間関係を保つよう努力しましょう。
- 2 防災訓練への参加の呼びかけがあった時は、できるだけ参加しましょう。
- 3 災害に備えて、自分でできることは自分で行うよう心がけましょう。
- 4 災害の発生が予想される時、または発生した時には、近隣住民（近隣協力者）へ自分から連絡するよう努力しましょう。
- 5 災害時要援護者カードは、必ず記入して準備しましょう。

自分の身は自分で守るという心がけをいつも持ちましょう。

【お問い合わせ先】

鱈ヶ沢町役場総務課防災班 電話：72-2111（代）
電話：72-3654（直）

鱈ヶ沢町役場健康福祉課 電話：72-2111（代）

【資料1】

防災関係機関等一覧表

1 防災関係機関

(1) 災害対策本部

名 称	連 絡 先 等
災害対策本部事務局兼総務部	鱒ヶ沢町役場総務課防災班 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2 TEL:0173-72-2111(代表) FAX:0173-72-2374 TEL:0173-72-3654(直通・災害時優先電話)
災害対策本部保健福祉部	鱒ヶ沢町役場健康福祉課 TEL:0173-72-2111(代表) 健康推進班・福祉国保班・介護保険班・少子対策班・母子支援センター

(2) 消防署

名 称	連 絡 先 等
鱒ヶ沢消防署	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2 1F TEL:0173-72-2710 (緊急時119番)
鱒ヶ沢地区消防事務組合 消防本部	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2 2F TEL:0173-72-4527(直通) FAX:0173-72-3005

(3) 鱒ヶ沢町消防団

分 団 名	部 名	地 域	連 絡 先
第1分団	第1～第5	大和田、富根町、漁師町、本町、田中町	鱒ヶ沢消防署又は 災害対策本部
第2分団	第1～第16	赤石、牛島、姥袋、日照田、館前、深谷、細ヶ平、黒森、山子、目内崎、金沢、種里、小森、梨中、鬼袋、一ツ森	
第3分団	第1～第3	舞戸、館、上野	
第4分団	第1～第12	中村、中下、間木、浜横沢、長間瀬、小の畑、蓬平、一本杉、白沢、松代、長平、和開	
第5分団	第1～第8	北浮田、南浮田、湯舟、小屋敷、建石、保木原、川尻、保木原婦	

2 警察署

名 称	連 絡 先 等
鱒ヶ沢警察署	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町207番地 TEL:0173-72-2151(代表)
赤石駐在所	TEL:0173-72-2023
鳴沢駐在所	TEL:0173-72-2803
舞戸駐在所	TEL:0173-72-2005

3 災害時地域支援機関

(1) 社会福祉協議会

名 称	連 絡 先 等
鱒ヶ沢町社会福祉協議会	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9番地4 TEL:0173-82-1602 FAX:0173-72-5804

(2) 自主防災組織(または町内会)

H21.2現在

名称	世帯数	人口		
		男	女	合計
田中町	76	82	100	182
七ツ石	112	109	141	250
二丁目・米町	86	84	109	193
一丁目	100	112	120	232
新町	39	41	56	97
釣町	24	41	34	75
浜町	164	189	229	418
漁師町	82	97	105	202
新地町	39	40	48	88
富根町	49	55	62	117
淀町	47	58	69	127
小夜	225	224	273	497
西松島	82	101	103	204
大和田	64	74	100	174
小計	1,189	1,307	1,549	2,856
岩谷・三ツ沢	181	188	208	396
宮浜	54	53	61	114
新田	176	201	212	413
本町	36	36	46	82
林町	82	83	99	182
坂本一	37	43	48	91
坂本二	185	216	274	490
浜毛	30	27	37	64
上野・みどり団地	158	221	227	448
館	111	144	147	291
高森	19	21	23	44
東町	174	192	214	406
鳴戸ヶ丘	124	132	169	301
小計	1,367	1,557	1,765	3,322
赤石	273	370	411	781
姥袋	29	41	49	90
牛島	53	72	96	168
日照田	43	70	75	145
館前	45	67	75	142
深谷	20	29	35	64
細ヶ平	26	34	46	80
黒森	14	14	21	35
山子	43	60	62	122
金沢	44	45	54	99
目内崎	34	42	55	97
種里	117	124	147	271
小森	48	61	56	117
梨中	11	11	17	28
鬼袋	17	25	25	50
一ツ森	41	52	58	110
大然	9	19	16	35
小計	867	1,136	1,298	2,434

名称	世帯数	人口		
		男	女	合計
中村	147	172	202	374
中下	55	77	96	173
間木	26	30	40	70
大宮	34	47	44	91
浜横沢	38	47	55	102
長間瀬	23	29	28	57
小ノ畑	36	40	55	95
除木	26	39	37	76
一本杉	40	49	61	110
白沢	32	47	52	99
松代	20	30	27	57
長平	97	147	150	297
和開開拓	14	22	21	43
第二松代	12	16	14	30
小計	600	792	882	1,674
湯舟	74	113	130	243
南浮田	109	146	158	304
小屋敷	85	142	140	282
建石	194	295	330	625
北浮田	116	85	121	206
川尻	67	84	86	170
山田野	29	36	35	71
保木原	71	104	104	208
北開拓	15	14	16	30
鳴沢駅前	37	53	59	112
小計	1,423	1,902	2,096	2,251

合計	5,446	6,694	7,590	12,537
-----------	--------------	--------------	--------------	---------------

65歳以上

小計	32.50%	1,599	2,476	4,075
-----------	---------------	--------------	--------------	--------------

【資料2】

避難所一覧表

(1) 屋内避難所

(平成20年4月現在)

地区	施設名	所在地	収容可能人員	電話	構造	面積 (㎡)	給水	炊飯
鯉ヶ沢	西海小学校	舞戸町字小夜190	600	72-2006	鉄筋コンクリート3F	743	有	有
鯉ヶ沢	鯉ヶ沢第二中学校	赤石町字大和田27	1,300	72-3083	鉄筋コンクリート3F	1,536	有	有
鯉ヶ沢	山村開発センター	本町209-2	250	72-2859	鉄筋コンクリート2F	1,128	有	有
鯉ヶ沢	勤労青少年ホーム	舞戸町字小夜51	50	72-1172	鉄筋コンクリート2F	736	有	有
鯉ヶ沢	勤労者体育センター	〃	500	72-4705	鉄筋コンクリート2F	945	有	有
鯉ヶ沢	鯉ヶ沢保育所	本町51-2	150	72-2067	木造モルタル 1F	985	有	有
鯉ヶ沢	釣町区域防災公園(天童山公園)施設	舞戸町字小夜616	50	—	木造1F	118	無	無
鯉ヶ沢	中央公民館	本町209-2	100	72-1054	鉄筋コンクリート2F	969	有	有
舞戸	鯉ヶ沢第一中学校	舞戸町字鳴戸390	600	72-2766	鉄筋コンクリート3F	1,852	有	有
舞戸	舞戸小学校	舞戸町字久富27	500	72-2789	鉄筋コンクリート4F	1,110	有	有
舞戸	舞戸公民館	舞戸町字上富田149-2	400	72-5884	鉄骨鉄筋コンクリート4F	1,667	有	有
赤石	赤石小学校	赤石町字家岸87	300	72-2078	木造1F	424	有	有
赤石	南金沢小学校	南金沢町字晴間7-4	300	79-2013	鉄筋コンクリート3F	562	有	有
赤石	(旧)深谷小学校	深谷町字細ヶ平野山104	50	—	木造1F	282	有	有
赤石	(旧)一ツ森小学校	一ツ森町字上禿88-2	50	—	木造1F	289	有	有
赤石	赤石公民館	赤石町字宇名原232-2	100	72-2858	木造1F	493	有	有
赤石	南金沢生活改善センター	南金沢町字床夏204	50	79-2382	木造モルタル等1F	198	有	有
赤石	一ツ森林業センター	一ツ森町字上禿	50	72-2117	木造モルタル等1F	123	有	有
赤石	小森林業センター	小森町字野田73-2	50	79-2818	木造モルタル等1F	123	有	有
鳴沢	鳴沢小学校	北浮田町字外馬屋51-3	500	72-1002	木造1F	395	有	有
鳴沢	建石小学校	建石町字島田146	500	72-1033	鉄筋コンクリート2F	617	有	有
鳴沢	山田野集会所	建石町字大曲217-2	50	72-1253	木造1F	264	有	有
鳴沢	鳴沢公民館	北浮田町字外馬屋33	100	82-2051	木造1F	335	有	有
鳴沢	鳴沢農業実習センター	建石町字大曲44-17	50	72-4705	木造モルタル等1F	79	有	有
鳴沢	北浮田集会所	北浮田町字今須前田57-1	50	72-6258	木造モルタル等1F	350	有	有
鳴沢	南浮田集会所	南浮田町字美ノ捨	50	72-5616	木造モルタル等1F	316	有	有
鳴沢	アグリビジネスホール	建石町大字成沢77	100	72-1025	木造1F	565	有	有
中村	中村小学校	中村町字中山ノ井62	250	72-2306	鉄筋コンクリート2F	603	有	有
中村	(旧)第二松代分校	松代町字白沢203-2	50	73-2173	木造1F	177	有	有
中村	中村保育所	中村町字上山ノ井109	50	72-2307	木造モルタル等1F	351	有	有
中村	中村公民館	中村町字中山ノ井109	100	82-1127	木造1F	428	有	有
中村	長平生活改善センター	長平町字甲音羽山65-123	50	72-5884	木造モルタル等1F	291	有	有
中村	中下農村婦人の家	中村町字下清水崎216-12	50	72-5944	木造モルタル等1F	232	有	有
中村	浜横沢生活改善センター	浜横沢町字金沢104-2	50	72-5890	木造モルタル等1F	197	有	有
中村	小ノ畑生活改善センター	浜横沢町字深沢	50	73-2136	木造モルタル等1F	237	有	有
中村	長平青少年旅行村研修センター	長平町字甲音羽山	100	72-1470	木造1F	992	有	有
中村	芦菴へき地保健福祉館	芦菴町字鹿子石82-5	50	73-2777	木造モルタル等1F	222	有	有

(2) 災害時要援護者の一時受け入れ場所(一般の避難所での共同生活が困難な場合)

施設名	所在地	電話番号
1 鯉ヶ沢町総合福祉センター	鯉ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9番地4	0173-82-1602

(3) 屋外避難所

(平成20年4月現在)

地区		避難場所	所在地	避難経路	備考
地区名	人口(人)				
鱒ヶ沢	2,693	西海小学校グラウンド	舞戸町字小夜190	通常経路	
鱒ヶ沢	178	鱒ヶ沢第二中学校グラウンド	赤石町字大和田27	通常経路	
舞戸	2,609	舞戸小学校グラウンド	舞戸町字久富27	通常経路	
舞戸	744	鱒ヶ沢第一中学校グラウンド	舞戸町字鳴戸390	通常経路	
鳴沢	1,551	鳴沢小学校町宮野球場	北浮田町字外馬屋51-3	通常経路	
鳴沢	661	建石小学校グラウンド	建石町字島田146	通常経路	
鳴沢	74	山田野集会所広場	建石町字大曲217-2	通常経路	
中村	982	中村小学校グラウンド	中村町字上山ノ井62	通常経路	
中村	342	(旧) 芦菴小学校グラウンド	芦菴町字響滝60-9	通常経路	
中村	31	(旧) 第二松代分校グラウンド	松代町字白沢203-2	通常経路	
中村	344	(旧) 長平小学校グラウンド	長平町字甲音羽山64-213	通常経路	
赤石	1,203	赤石小学校グラウンド	赤石町字山岸87	通常経路	
赤石	862	南金沢小学校グラウンド	南金沢町字晴間7-4	通常経路	
赤石	186	(旧) 深谷小学校グラウンド	深谷町字細ヶ平野山104	通常経路	
赤石	231	(旧) 一ッ森小学校グラウンド	一ッ森町字上秀88-2	通常経路	

(4) 津波警報発令時の屋外避難所

(平成19年9月現在)

地区	避難場所	所在地	避難経路
小夜・松島	西海小学校グラウンド	舞戸町字小夜	通常経路
大和田	大和田貯水池	赤石町字大和田	通常経路
淀町	豊受美神社	淀町	通常経路
富根町	延寿院	富根町	通常経路
漁師町、新地町	稲荷神社	新地町	通常経路
釣町、新町、浜町、堀切沢	しおがま神社・法王寺・天童山	釣町 外	通常経路
一丁目沢	一丁目八幡様裏山	一丁目	通常経路
一丁目	白八幡宮	一丁目	通常経路
二丁目、米町	庚申神社	二丁目	通常経路
七ツ石	石神社	七ツ石町	通常経路
田中町	山寺子	田中町	通常経路
上野、鳴戸ヶ丘	鱒ヶ沢第一中学校	舞戸町字鳴戸	通常経路
坂本一、坂本二、浜毛	鱒ヶ沢ファッション	舞戸町字鳴戸	通常経路
林町、本町、東町	舞戸小学校グラウンド	舞戸町字久富	通常経路
岩谷、三ツ沢	岩谷集会所	舞戸町字岩谷	通常経路
館	館稲荷神社	舞戸町字館	通常経路

(5) 中村川増水時の避難所

(平成19年9月現在)

避難場所	所在地	電話番号	避難経路
舞戸公民館	舞戸町字上富田149-2	72-5884	通常経路
舞戸小学校	舞戸町字久富27	72-2789	通常経路
勤労者体育センター	舞戸町字小夜51	72-4705	通常経路
山村開発センター	本町209-2	72-2111 (役場)	通常経路